

議第164号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「(自転車)及び(を含む。次項を除き、以下この章において同じ。)」を削り、「に規定する回数券」を「の回数券」に、「に規定する前払式駐車券」を「の前払式駐車券」に、「に規定する定期駐車券」を「の定期駐車券」に改め、「範囲内において」の右に「, 利用の態様, 近傍類似の施設の利用料との均衡等を考慮して」を加え, 同条第3項を同条第4項とし, 同条第2項中「に規定する回数券」を「の回数券」に, 「に規定する前払式駐車券」を「の前払式駐車券」に, 「に規定する定期駐車券」を「の定期駐車券」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 京都市四条烏丸駐車場に自転車を駐車させる者(第14条の5の自転車共通一日駐車券により駐車させる者を除く。)は, 1日(別に定める入退場時間(自動車(自転車及び原動機付自転車を含む。次項及び第14条の4を除き, 以下この章において同じ。))を路外駐車場に入場させ, 又は路外駐車場から退場させることができる時間をいう。)をいう。以下同じ。)1回につき150円の駐車料金を納入しなければならない。

第14条の4第1項中「の自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加え, 同条第3項中「において」の右に「, 利用の態様, 近傍類似の施設の利用料との均衡等を考慮して」を加え, 同条の次に次の1条を加える。

(自転車共通一日駐車券)

第14条の5 京都市観光駐車場条例第8条第2項に規定する自転車共通一日駐車券の交付を受けた者が京都市四条烏丸駐車場に自転車を駐車させるときは、駐車料金を徴収しない。

別表第2 1京都市四条烏丸駐車場の項中「250」を「250円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに250円を加えた額が2,500円を超えるときは2,500円」に改め、同表備考1中「自転車及び」を削り、同備考2中「自動車を路外駐車場に入場させ、又は路外駐車場から退場させることができる時間（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第4京都市四条烏丸駐車場の項中「平日の午前8時」を「平日の午前7時30分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自転車共通一日駐車券の取扱いを明確化する等の必要があるので提案する。